

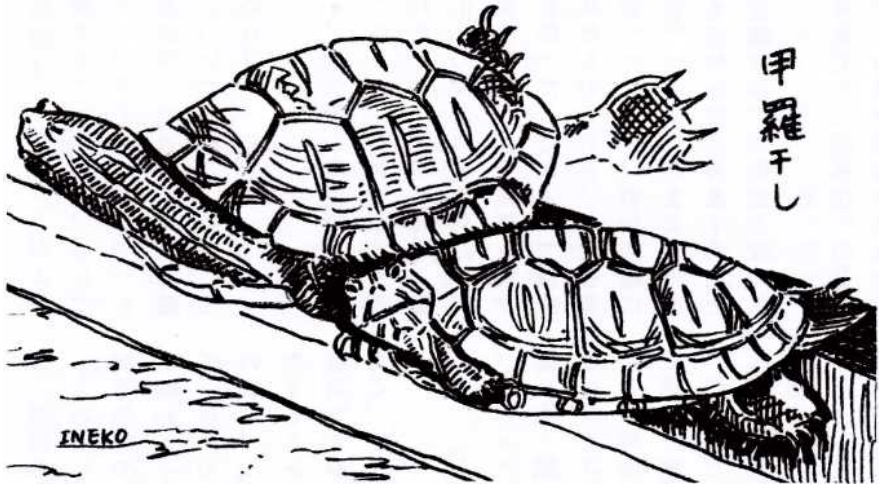
2006年 8月15日発行（隔月刊）



うさ 羽 化 か

ISSN1880-8646
2006年8月
第 57 号

横 浜 漢 点 字 羽 化 の 会
〒231-0851 横浜市中区山元町2-105 Tel 045-641-1290
発行責任者 代 表 岡 田 健 嗣
編集責任者 宇田川 幸 子



目 次

Normal、Normalize、 Normalization (3) (岡田健嗣)	1
第12回出版UD研究会 ～視覚障害者の識字を考える～	5
点字から識字までの距離 (53)	
みどり学級へのサービス (2) (山内 薫)	7
酔夢亭読書日記 (17) (酔夢亭)	11
障害者自立支援法について (平瀬 徹)	13
ひとこと (岡田健嗣)	16
漢文のページ	17
図書館納入書 (句読点活用辞典) の紹介	19
ご報告とご案内	21
編集後記 (木下和久)	22



Normal Normalize Normalization (3)

岡田 健嗣

前回は、「識字」および「識字率」について、そしてルイ・ブライユの「点字」と「漢点字」の普及の仕方の酷似について述べた。簡単にまとめれば、

a. 我が国の現在の「識字率」が九九・八％であると言

われるのは、初等教育の「義務化」の推進によるもので、「義務教育」が全国隅々まで行き渡ったことよって達成されたものである。角度を変

えて言えば、その「義務教育」に零れた、明治初頭に生を受けた女性たちが「文盲」に置かれたままこの世を去ることで、数字の上でも初等教育が普及することとなり、そのことが直ちに「識字率」の数値となつて現れたものである。

視覚障害者にも戦後は初等教育の「義務化」の恩恵は訪れたのであるが、「漢字」の教育はなされなかつ

た。現在もなされていない。

さらにもう一捻り、視覚障害者は「義務化」された初等教育で「漢字」の教育を受けることがなかったにも関わらず、「初等教育を受けている」ことによつて、現在の「識字率」に数えられることとなった。その訳は、「識字率」は「文字」の読み書きの可否を調査することによつて算出されたものではなく、「初等教育」を終えた人の数から割り出された数値だからである。

b. 「点字」はフランス人で視覚障害者の「ルイ・ブライユ」が、一八二五年に世に問うた触読文字で、縦三点・横二列の六つの点で構成されている。その普及はブライユの生前には見られなかった。

その理由は、当時の視覚障害者の教育に当たっていた晴眼の教師が、教育の現場に取り上げられることを、挙つて拒んだからである。

現在から見れば実に愚かな行為に違いない。しかし当時は、「点字」は点の組み合わせであつて、「文字」とは言えないというのが普通の捉え方であつた。圧倒的多数の晴眼者の中で、たとえ「点字」は読み

書きに適した触読文字だ」と訴えても、それは線香花火のように儂く消え去る運命であつた。

しかし、視覚障害者自身が強く決意して使い続けることで、現在のように、視覚障害者の〈文字〉は〈点字〉であることが、世界の何処でも常識となつたのであつた。

〈漢点字〉はどうか？

ブライユの点字の初期と同じく、なかなか普及を見ない。しかも理由が共通している。すなわち、教育の現場で取り上げられないことである。

何故に取り上げられないか？根本的な理由は分からない。が、視覚障害者の教育に携わる晴眼の先生方の言われるところを聞くと、ブライユに浴びせられた非難と酷似している。曰く、「〈漢点字〉は〈漢字〉ではない、せいぜい代替文字だ」、「〈漢字〉は線と点でできていて、その形が意味も表すので、点の組み合わせでは表せないはずだ」、「〈漢点字〉が普及しないのは、それが難し過ぎるからで、自習できないものは何か欠陥があるに違いない」。

以上である。

〈漢点字〉の普及が遅々としている理由をもう一つ加えれば、以下のももある。〈漢点字〉は日本語の漢字仮名交じり文を表すために考案された文字である。言い換えれば、極めてローカルな言語である日本語、それもその中の視覚障害者にだけ使用されるものであることは、ブライユの〈点字〉とは置かれていく状況が大きく異なる。ブライユの生きた当時は、「世界」と言えば「ヨーロッパ」であつて、ヨーロッパに広まることが世界に広まることであつた。そしてヨーロッパの言語を表記する文字は、「アルファベット」であつた。「アルファベット」さえ表せれば、フランス語ばかりでなく、英語・ドイツ語・ロシア語・ギリシア語……、あらゆる言語が表記できたのである。

このようにヨーロッパの原語は大枠同根であつて、使用する〈文字〉も「アルファベット」であつたが、〈漢点字〉は、「漢字文化圏」の東の端、我が日本だけで有用な〈文字〉として誕生した。勿論「漢字文化圏」の中では充分使用に耐え得る構造を持つと信じられるが、残念ながらまだそれを試される機会に恵まれ

ていない。日本語は極めてローカルな言語であって、
〈漢字〉の古里である中国大陸の諸言語の多くが〈孤立語〉の文法構造であるのに対して、〈膠着語〉を構造としており、また文法的には近いと言われる朝鮮語とも音韻構造を異にしていること、「漢字仮名交じり」という日本語の標準的な表記法は、他には例のないものであることなど、〈漢点字〉の漢字文化圏への普及にも、〈漢字〉という文字に纏わる課題が重く横たわっているのである。

二

a. 前回は【補遺】として、〈識字〉と〈義務教育〉の二つの語彙について述べて見た。何れも欧米語の訳語として登場した語であるが、その示す意味は、大きく変化した。勿論欧米での使用法も大きな変化を見せていて、それに連れて訳語の示す意味も変わって来たという側面はある。しかし、これらは当初から欧米にあつて我が国にはない語であつて、翻訳に当たつては「翻訳」というより「翻案」と言った方がよいほどに、新規な語彙を誕生させたのである。そこで大いに利用されたのが、〈漢字〉の造語力であつた。(柳文章先生の諸論考による)

〈識字〉は、英語の“Literacy”の訳語である。この“Literacy”の意味は単に「文字を知る、文字の読み書きができる」というばかりではない。「文字を知り、読み書きをし、教養を高め、言語表現をする」という幅がある。さらに“Literature”に通じて、「言語芸術を鑑賞し、批評し、文学表現をする」というところまでの広がりを持つ語である。日本語の〈識字〉にはそのような意味は見出だせない。

〈義務教育〉はどうか？これは“Compulsory Education”の訳語である。この語は欧米でも前世紀の中頃から全く逆の方向に働くようになった。元々〈義務教育〉の〈義務〉の語は、“Compulsory”の訳語として採用されたのであるが、その原語は、「法の力で強制的に：する」という意味を含んでいる。つまり〈義務〉が誰に課されたものか(？)、誰を強制するか(？)を考えなければならぬ。が“Compulsory”の訳語である以上、国民の、国家に対して負っている〈義務〉と理解されるのが通常であろうし、欧米でも我が国でも、そのようであつた。

しかし一九四五年に第二次世界大戦が終了し、その後には欧米での見方が真反対に変化した。曰く「国民に

対して国家の負う、教育を授けるべき〈義務〉」だといふのである。これは国連の「子供の権利宣言」として結実し、子供に教育を授けるのは社会の責任である、あらゆる国家や自治体の政府が、第一義的に負うべき責任であるとされるようになった。

しかし我が国では、初等教育の〈義務化〉は達成されたとは言え、その〈義務〉の在処についての意識は、極めて稀薄であると言わなければならない。右に述べたような〈義務〉は「社会」が負うべき課題だとする言説は、「教育論」としては一般化していると見えるが、一般論としてはどうか？政府や自治体が〈義務〉を感じているかどうか、怪しく見えはしないか？「広辞苑」のような国語辞典には、「親など子供の保護者が負う、子供に対する義務」と定義しているに留まるのも、この意識の稀薄さによるのであろうと考える。

b. 同様に第二次世界大戦終了後、多くの概念が反転した。「大戦の終了後」というよりは、むしろ「東西対立の冷戦を通じて」と言った方がより適切であろう。

今年初めに発表された小説に、小学校高学年の夏休みの宿題の中に、「反対の意味を持つ語を挙げよ。ただし後ろに『ない』と付けてはいけない」というのがあったとあった。(吉村萬壺「夏の友」、文學界・二〇〇六年二月号、文藝春秋社)そして主人公の少年は、「『ない』と付けてはいけない」という意味が、暫く理解できなかったとある。これだけ見れば実にたわいない話、子供じみた、取り立てて言うこともなさそうな話に見える。

しかし、概念や価値基準ががらっと反転する事態、それも革命でもなく政変でもなく、目立った衝撃もないままに、気付いてみたら使っている言葉の意味が正反対になっている、そのようなことが現実起きているとしたら、「『ない』を付けてはいけない」と言われても、「ない」を付けると付けられないにかかわらず、二つの反対の意味を表す単語が存在してしまう事態、してみると「ない」を付けてみるのも決して疎かにできない手続きかもしれないのである。「ない」を付けることによつて、再度バーチャルに意味を反転してみる、見えていなかったものが見えて来るかもしれない、そう思えて来た。先に述べた〈義務教育〉の〈義

務)は、恰好の例に思える。

私たちが学生のころ、英語の勉強をしているとき、先と丁度反対の設問があった。「反対語」を答えるものだが、ある単語に「反対語」を作る接頭語を付けることが求められるものであった。つまり英語では「ない」に当たる語が数多くある。「un, in, dis, ab, ir, il」などを前置して「反対語」を作るのである。どの接頭語を選ぶかというのが、この設問の求めるものであった。

しかしそもそもが反対語を含意した語であれば、「ない」に当たる接頭語など付ける必要はない。が、言葉の意味の変容を現場で捕らえて、その推移を分析し理解するのは決して易しい作業ではなさそうである。

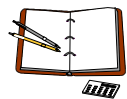
福祉の分野では“Normalization”（ノーマライゼーション）、“Barrier Free”（バリア・フリー）、そして医療の分野とともにも“Quality of Life”（QOL、生活の質）という語彙がしばしば用いられる。ここでは〈漢字〉を訳語として採用するのでなく、より進めて英語を外來語と解して、それを〈カタカナ〉で表すという方法が採られている。

(続く)

第12回出版UD研究会

漢点字を知っていますか？

〜視覚障害者の識字を考える〜



ゲストスピーカー：岡田健嗣

(横浜漢点字羽化の会代表)

点字というと、かなで表現されているものと認識している方が多いと思われませんが、じつは漢字を表現するための点字もあるということは、あまり知られていません。今回の出版UD研究会では、大阪府立盲学校の教諭だった故・川上泰一氏によって考案された「漢点字」の普及をめざし、横浜漢点字羽化の会を主宰されている岡田健嗣さんをゲストスピーカーにお迎えして、漢点字がどのようなしくみで作られているのかを、漢字の成り立ちをまじえながら、ご説明いただきます。

また、視覚障害者にとっての識字について、大いに語ってもらいます。

漢点字を通して、ふだん何気なく使っている漢字の

成り立ちの奥深さを再発見できる2時間になると思いますが。

■ゲストスピーカー

岡田健嗣（おかだ・たけし）

一九四九年生まれ、生まれつきの強度弱視。一九六八年失明。横浜市立盲学校小学・中学・高等部、明治学院大学経済学部卒業。現在、鍼灸マツサージ業自営。

漢点字訳ボランティア団体・横浜漢点字羽化の会代表。特定非営利活動法人・トータルビューマンネットワーク理事。（有）横浜トランスファ福祉サービス取締役。

■日時：二〇〇六年八月三十一日（木） 一八：三〇～二〇：三〇（受付開始：一八：〇〇～）

■場所：東京しごとセンター 5F 第二セミナー室
千代田区飯田橋三ー一〇一三

交通機関：JR中央線「飯田橋駅東口」より徒歩七分。

都営地下鉄大江戸線・東京メトロ有楽町線・南北線「飯田橋駅A2出口」より徒歩七分。

東京メトロ東西線「飯田橋駅A5出口」より徒歩六分。

<http://www.shigotozaidan.jp/map.html>

■参加費：五〇〇円（資料代込み） ※当日、受付でお願いいたします。

■定員50名につき、予約制とさせていただきます。参加ご希望の方は八月二二日（火）までに、左記アドレスに「お名前と所属先（勤務先、学校名など）」をお知らせください。

ndl12@dokusho.org

※定員になり次第、〆切とさせていただきますので、何卒ご了承ください。

※当日はレジユメを用意いたしますが、そのままでは読めない・読みにくい方のために、事前にテキストデータを送付することが可能です。必要な方は申し込みの際に「テキストデータ希望」とお書き添えください。

※問い合わせ先：

出版UD研究会事務局（読書工房内）担当／成松

（電話：03-5988-9160）

ファックス：03-5988-9161）

点字から識字までの距離(五三)

みどり学級へのサーブス(二)

〜 K君のこと〜

山内 薫 (墨田区立緑図書館)

K君が椅子に座ってお話しや紙芝居を聞けるようになったのは、夏休み明けの九月に訪問してからだった。この時には担任のT先生がK君の後ろにいて絵本について説明したり、歌の時には彼の肩に手を置いて一緒に唄ったりと付きつきりだったおかげで、ずっと椅子に座っていた。この日は「月」がテーマで「出た出た月が」を歌ったり、絵本の『つきよのかいじゅう』（長新太作、佼成出版社）を読んだが、この時以降、この本が彼のお気に入りの絵本の一冊となった。

翌十月には『へびのクリクター』（トミー・アンゲラー作、文化出版局）というへびの絵本を読んだ。主人公のクリクターというへびが学校へ行き、自らの長い身体を使ってアルファベットや数字の形になる場面が数ページ出てくる。丁度、巳年のお正月、図書館で行っている小さい子どもたちのためのお話会で使った、布

製のへび（全長7メートル程）があったので持つて行き、この長い蛇を使ってみどり学級の子どもたちに数字やアルファベットを作ってもらった。この時にはみんな結構その遊びに乗って、教室中を走り回っていたが、K君は今一つ乗ってくれず、補助教員の人と手を繋いで見ていただけだった。



へびでSを作る

みどり学級でのお話はこの十月で五回目を迎えたが、この時に初めてお話し後に簡単な工作を行った。図書館では毎月一回第二水曜日の午後三時から子どもを対象とした工作会という催しを行っている。この工作会ではお正月にはその歳の干支をワインのコル



へビで数字を作る

クで作ったり、十二月には松ぼっくりでクリスマスツリーを作ったり、消しゴムスタンプや貝のペンダント作り、ろうそく作り、ハンカチ染め等々、様々な工作を行っている。この工作会には多い時で百人以上の参加があるので、材料を余分に用意している。その材料をみどり学級に持って行って、時々お話会の後に工作をやるようになった。この日は黄色い紙で蝶の形を切り抜く工作を行ったが、K君は先生に手伝ってもらってやつとはさみが使えろという状況だった。

十一月に訪問したときにはお話会の後、学芸会でやるというバンブーダンスをみどり学級全員で披露してくれた。この時にはK君もみんなと一緒に二本の竹の間で踊るバンブーダンスができるようになり、やつとクラスに馴染んできたという印象を持った。

丁度この頃、みどり学級の子供たちがいろいろな質問に答えてくれたことがあった。「好きな食べ物は何ですか？」と質問したとき、K君が即座に答えたのは「ナムル」だった。「えっ！ナムル」と思わず聞き返してしまった。何でナムルなのかと聞くと、補助の先生が「彼の家はお好み焼き屋さんなの」と助け船を出してくれた。そこで担当職員で一度彼のお好み焼き屋

さんに行こうということになった。

翌年の六月、図書館の特別整理（昔は曝書といって本が実際にあるかどうかを点検する期間で、大掃除や大規模な本棚の移動などもこの期間に行うことが多い）があり、最終日の打ち上げを彼の家のお好み焼き屋さんでやることになった。当日お店に行くと彼も居り、宴会が始まると私の座っている席の隣に来て私のカバンの中から本の入っている紙袋を取り出した。その中であつた丁度発売されたばかりの福音館書店発行の月刊絵本「かがくのとも」の新刊『いかつりぶね』（田内英理子・文 堀越千秋・絵）を取り出すと彼はページを開いて読み始めた。この本は絵本なので見開きの絵の中に四行程の文章がすべて仮名で書かれている。その文字を左手の人差し指でなぞりながら彼は文章を読んでいった。K君は、ゆっくりでもたどたどしくもなく、普通に文字を目で追って文章を読むように声を出して読むことができるのだった。以前もイミダスの一項目を指で文字をなぞりながら読んでいたのを目にしたが、目で文字を追うことが困難だけでも指で文字をなぞりながらだと読めるというのはディスレクシアの人に見られる特徴の一つである。だからといって彼が学習障害の一つであるディスレクシアである



「いかつりぶね」を読むK君

かどうかを問題とするよりも、図書館が資料を提供する際どうすれば彼にとって読みやすくなるか、そのためにはどのような資料が求められているかを知ることが必要なだろう。当時みどり学級には六人の子どもたちが籍を置いていたが、新しく一年生になったN君

は入学当初にはK君の時よりもっと手がかかり、教室内を走ったり、教室の隣の畳の部屋で一人違うことをしていた。それでも七月になってようやく席について話を聞けるようになったが、彼は言葉によるコミュニケーションが困難なので、二人の担任と一人の補助教員の内必ず誰か一人がN君に付いていなくてはならず、それだけK君に目がいく機会が減ってしまっていた。指で文字を指しながら本を読む彼の姿を見て、マントゥーマンでしっかり彼と取り組める教師がいたならば彼の学習能力は飛躍的に伸びるのではないかと考えてしまった。

さて、彼の家は四階建てのビルで、一・二階がお好み焼き屋さん、三・四階が彼の家になっていて、宴会の途中自分の家を案内してくれた。特に押し入れには模型の自動車と一緒にビーズをつなぎ合わせて作る暖簾のキットが沢山入っており、それを得意げに見せてくれた。箱の入っているいくつものキットを見せてもらい、このビーズの暖簾はお母さんの趣味なのかと思った。（彼はお母さんと二人暮らしで、お母さんがお好み焼き屋さんを切り盛りし、おばさんが手伝いに来ていた）このビーズの暖簾の秘密が解けたのは今年の三月になってからだだった。三月のみどり学級のお話会の後何気なく戸棚を見ると、ビーズの暖簾が目に入っ

た。それはハローキティの暖簾だったが、補助教員の説明によると、以前手先の訓練と落ち着いて一つの仕事に取り組む訓練をかねてビーズの暖簾のみどり学級でやっていたとのことだった。あの押し入れの中のお母さんの暖簾のキットは、学校からのすすめでお母さんがK君のために購入したが、手をつけられないまま眠っていたものだった。



みどり学級で見たビーズの暖簾



酔夢亭読書日記(第17回)

酔夢亭

某月某日

「催眠術のかけ方」林貞年 現代書林

催眠術をかけて、なにかよからぬことをしよう、なんてことを考えているわけではありません。心のふしぎを少しでもわかるように努力して、より良く生きていくための手段として催眠術を勉強してみようかな、と。「催眠術は無意識に対する教育」であると、著者はいいます。無意識というのは考えようによつては、ば恐ろしいものにもすばらしいものにもなるわけです。

人間の心の大部分を占めている無意識を有効活用して、人生有意義にしたいものです。サイコセラピーとしても活用すれば、悩める人のよき相談相手にもなれることでしょう。

某月某日

「他人と深く関わらずに生きるには」

池田清彦著 新潮文庫

この書名のように生きてみたいと感じる人は、多分今まで他人と深く関わって、その結果深く心が傷ついた人なのでしょう。他人を思いやり、心優しく生きていこうと思う人が傷つきやすい日本の現実です。

繊細さなどという美德は、単に気が弱い、とみなされ、声が大きくて、恥を知らず、あつかましく生きていくことが価値上位であるとするのなら、孤立してひとりで生きていくわ、と思いたくもなりません、よね。自己に恥じることなく生きよ、されば、道はひらかれん。

某月某日

講談社ブルーバックスの安斎郁郎著「霊はあるか」

を枕の友として昨晚から読み始めました。

最近はまだあまり取り上げられないみたいだけど、霊感詐欺商法なんてのも完全に撲滅されたわけでもないこ

とでしょう。病氣、貧乏、子ども、家族関係の不和、仕事、男女関係、これらすべてうまくいっている人なんて滅多にいないから、詐欺師につけこまれる余地は充分あるわけです。

本来悩めるものを救うのは宗教であるわけですが、宗教団体に加入すると、必ず、少なからぬお金を寄付なり、お布施をするように向けられていくわけです。入信すれば、お金は一切いらさない、お金に困ったなら、無利子でお貸しします、寝るところがなければ、本堂でも、会館でもお泊まり下さい、などと太っ腹なところを見せるのが、宗教団体というものでしょう。

まあ、私の知る限り、そんな宗教団体は日本にはないようでございます。宗教法人はなぜ税金面で優遇されているのでしょうか。消費者金融、パチンコ屋さん、と並んで、大きな儲けが期待できる商売です。

この世で散々悪いことをしても、のうのうと生き延びて、そして幸せに死んでいく人間がいるとしたなら、霊の存在を信じたくもなります。なぜなら、この世で報いを受けないのであるなら、せめてものこと、あの世では充分苦しんでくれ、と考えたくもなりません。不公平です。霊はあるのか、ないのか、こんなこ

ともたまには考えてみて、へんな詐欺的商法にだまされないようにしたいものです。

子どもの頃、お化け映画が好きでした。夏になると、怪談ものの3本だてなんてのを映画館でみていた記憶があります。四谷怪談、番町さらやしき、牡丹灯籠、エトセトラ、エトセトラ。

知らないおとなの人のあとにくっついて、ただみをしていたようです。映画が娯楽の王様だった時代、多分小学校の低学年だったとおもいます。現実離れたスクリーンの世界は、怖さ以上にわくわくどきどきさせられて、面白かった。今でも、怖い話や、ホラーものの映画は好きです。

幽霊の正体見たり枯れおぼな、というように、主体の幻想感覚が世界を形作るとはいえ、今の世の中、通常の共同幻想以上の事件が次から次へと勃発し、古典のお化け世界の恐ろしさが感じられなくなってきているようにも見えます。単純に想像力が衰えて、自分やっていることがこの世界にどのような影響を与えているのかをイメージできていないかのようにも思えます。ケツコウ恐ろしいことです。

⌘ 障害福祉サービスの一元化

障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、共通の制度による運用になります。

ただ、障害程度区分について、視覚障害に関するものは106項目のうち5項目（移動、視力、買い物、交通手段の利用、文字の視覚的認識使用）しかありません。この5項目の判定で、利用者本人が望むサービスが提供されるのが心配です。

私のところに来た調査員は、養護学校の教員資格をお持ちで、知的障害者施設にお勤めの方でした。今回の市からの委託調査以前には、あまり視覚障害者と接する機会はなかったとおっしゃっていました。

私は、馴れた所へなら一人で公共交通機関を使って外出し、買い物をしたり夕食をすることができず。買う物が決まっていればお店の人に持ってきてもらうことはできても、ウインドーショッピングをすることはできません。セルフサービスのお店で、食べ物を席まで運んで、調味料を適量かける自信もありません。

お金の種類を見分けることはできても、レジでの受け渡しに時間がかかり、あせってしまう人もいます。う。

「一人で外出できますか？」 「買い物できますか？」 「お食事はできますか？」 という質問に対し「できません」と答えてしまうと、上記のようなことが勘案されないかもしれません。

このような場合、特記事項にどう記載してもらえらるかににより、判定に大きな差が出ます。

「何ができないか」から「どんな援助が必要か」を判断するという流れは、認定する側が正しいという権力構造を生み出してしまっています。ニーズを知ることよりも相手の能力を判断することが優先されてしまっているのが、この調査、判定の問題点だと思います。

担当者が視覚障害者の日常生活についてよく知っているかどうかによって、障害程度区分に差が出てしまうのではという危惧があります。

⌘ 費用をみんなで負担しあう仕組み

所得による負担から、サービスにかかる費用の一割

の定率負担になりました。

これにより、負担額が増え、生活保護を受けなければならぬ人、せっかく施設を退所して自立した生活ができるようになった人が、施設に逆戻りというケースも生じています。

サービスの利用者負担と食費負担等の実費負担を払っても、少なくとも2万5千円は手元に残る補足給付が講じられていますが、月2万5千円で本当に生活ができるのでしょうか。

視覚障害者のガイドヘルプの場合、30分80単位（1単位10円）、1時間150単位、以後30分増すごとに75単位加算という計算のほすが、請求書に端数が出てきました。事業所に聞いても「パソコンに入力するとこの金額が出てくるとしか説明できません」と言われてしまいました。

よく調べてみると、地域によって報酬単価に差があるのです。東京都の特別区が最も高く1単位10・72円、横浜市や名古屋市は特甲地で10・6円です。以下、甲地、乙地と続き、丙地が10円です。

視覚障害者のガイドヘルプには自家用車は使えない

ので、交通の便が悪い地域ではタクシーを利用するなどお金がかかるということも言えるかもしれませんが、ヘルパーさんの賃金が利用者に跳ね返ってくるというのは何となく納得できません。

⌘ 実施主体は市町村

車イス等の全身性ガイドヘルプは国の義務的経費ですが、視覚障害者のガイドヘルプは地域生活支援事業に位置づけられ、国としては裁量的経費です。

そして、補装具は義務的経費ですが、日常生活用具は裁量的経費です。

白杖は補装具に残りましたが、点字器は日常生活用具に変更になりました。外出のみならず、読み書き等の情報入手も生きて行く上で不可欠だと思うのです。

地域生活支援事業は市町村の財政状況によっては実施されないことも考えられます。

地域生活支援事業の中に「コミュニケーション支援事業」がありますが、意思疎通を図るのに支障がないとされてきた「点訳・音訳等による支援事業」も加え

られることになり、ホツとしています。しかし、点字
図書の価格差補償が存続されるかどうかはまだ不明で
す。

また、これは調査員の方から噂として聞いた話でま
だはつきりしていませんが、名古屋市では身体介護を
伴う全身性のガイドヘルプと、身体介護を伴わない視
覚障害者のガイドヘルプの報酬単価を均して、間の価
格にすることも検討されているそうです。視覚障害者
のガイドヘルプはお金にならないからやらないという
事業者をなくしたいという意向もあるのかもしませ
ん。

さらに、通院や金融機関、役所に行くときは介護給
付費から、余暇活動については地域生活支援事業から
お金を出すことも検討されているそうです。このよう
なことが検討されているというのは、やはり財政難か
らでしょう。

いづれにしても、私たちの負担は10月からますます
増えるのではという危惧があります。

もう私のように認定調査がすんでしまった人もいら
っしゃると思いますが、認定結果についても充分吟味
し、何ができて何ができないか、きちんと発言して行
くことが大切だと思います。

つづいよ

視覚障害者で名古屋在住の会員
の平瀬徹さんから、この十月に本
格的に施行される「障害者自立支援法」について原
稿をいただいた。書かれているように、この法に
則って行われる手続きを経なければ、障害者はこ
れまでのような公的な福祉サービスを受けられな
くなる可能性があつて、その手続きに疑念を抱き
ながらも、いやいや受け入れているのが現状のよ
うだ。しかもその手続きは、名古屋・横浜ではば
たばたと片付けごとのように進められているが、
東京二十三区では、全く手が付けられていない。
横浜市に尋ねれば、厚労省からの通達に従って行
っていると言ひ、東京の幾つかの区に聞いてみれ
ば、そんなことは知らないと言ひ。どっちが本当
なのか藪の中、しかもどちらも他方の取り組みを
知らないと言ひ。その手続きの最終段階の聞き取
り調査は、極めて遺憾な内容というのが異口同音
だ。「第三者委員」と「運営適正化委員会」は、サービ
スが適切に選択され、運用されているかをチェッ
クする機関だが、同様の機能を持つ機関を、厚労
省向けにも設置する必要がありそうだ。(岡田)

漢文のべし

渾沌 こんとん

莊子 そうし

南海之帝為儵、北海之

帝為忽、中央之帝為渾沌。

儵与忽、時相与遇於渾沌

之地。渾沌待之甚善。

儵与忽、謀報渾沌之德。

曰、「人皆有七竅、以視聽

食息。此独無有。嘗試

鑿之。」「日鑿一竅、七日

而渾沌死。

南海の帝を儵と為し、北海の帝を忽と為し、中央の帝を渾沌と為す。儵と忽と、時に相与に渾沌の地に遇う。渾沌を待すること甚だ善し。儵と忽と、渾沌の徳に報いんことを謀りて曰わく、「人皆七竅有りて、以つて視聽食息す。此れ独り有ること無し。嘗試みに之を鑿たん。」と。日に一竅を鑿ち、七日にして渾沌死す。

儵(しゆく) || 時間のきわめて短いこと。これを南海の帝の名とした。忽(こつ) || 儵と同意。これを北海の帝の名とした。渾沌 || これを中央の帝の名とした。嘗試 || ためてみる。七竅(しちきやう) || 七つの穴。目・耳・鼻・口を指す。

中央の帝・渾沌に手厚くもてなされた儵と忽は、その恩義に報いるため、他の皆にはあるのに、渾沌だけがない七つの穴を、渾沌にもあけてあげようと相談する。一日に一つずつ穴をあけていくと、七日目に渾沌は死んでしまった。

儵と忽は時間に追われる人間を象徴し、渾沌は自然を象徴する。渾沌の死は、人間が自然に手を加えて、自然を破壊してしまうことを意味している。



南海之帝ヲ為シ儻しゆくト、
 北海之帝ヲ為シ忽ト、中央之
 帝ヲ為ス渾沌ト。儻ト
 与忽、時ニ相与ニ遇フ於
 渾沌之地ニ。渾沌待スルコト
 之ヲ甚ダ善シ。

儻ト与忽、謀リテ報イン
 コトヲ渾沌之徳ニ曰ハク、
 「人皆有リテ七竅けう、以ツテ
 視聴食息ス。此レ独リ無シ有
 ルコト。嘗試こころミニ鑿うがタン
 ト之ヲ。」日ニ鑿チ一

竅ヲ、七日ニシテ而渾沌死ス。
 ～儻 人偏 + | + 女 ノ文 / 黒 しゆく

点訳メモ

^{しゆく}儻 は、JIS第1・第2水準にない漢字です。

点字では、～以下に漢字の形の説明とよみを記します。
 女(ぼく)のように通常単独で使うことのない漢字は、
 ルビ符(`) の後に部首名(ノ文)を入れています。

前号でもご紹介致しましたように、今年度の横浜
市中央図書館への納入書として、「明石海人著『白
描』」（明石海人顕彰会、二〇〇二年）と「大類雅
敏著『句読点活用辞典』」（栄光出版社、一九七九
年）を漢点字訳しました。前回は『白描』をご紹介
いたしました。今回は『句読点活用辞典』を介
介致します。

『句読点活用辞典』のご紹介

【「著者略歴」より】

大類雅敏（おおるい・まさとし）

一九三六年 群馬県高崎市に生まれる。

一九五九年 早稲田大学文学部卒。

高校教諭（「国語教育」に関する著書多数）

【「奥付」より】

句読点活用辞典

一九七九年二月一五日 第一刷発行

編著者 大類雅敏

発行者 石澤三郎

発行者 株式会社 栄光出版社

（本文より）

はじめに

足かけ四年程かかって、『句読点活用辞典』がよ
やく完成した。もとより不備な点も多いが、広く活用
されることを願っている。

句読点のまとまった本といえば、外国では、G・V
・カレイ著『句読点に注意せよ』や、E・パートリッ
ジ著『句読法案内』や、J・ダムレット著『現代句読
法概論』等があるが、いずれも難解である。日本で
は、権田直助著『国文句読考』（再版では『国文句読
法』）、それに私の三部作、『日本文学における句読
法』『そこに句読点を打て！』『文体としての句読
点』等があり、こちらはそれほどではない。

句読点の本が、外国のものほど難解なのは驚くべき
ことだが、文法学者が書いているせいもある。仔細に
見ると、語彙がすでに難解であり、文例がまた容易で
はないのである。たかが句読点の本が難解であるの
は、賞められるべきことではないが、しかし、句読法
則を規範意識に裏打ちされて樹立しようとする努力が
難解にさせていることも否めない事実である。その

ところを読みとらねばならないのは言うまでもない。句読点の「哲学」の淵源がそこにある。

句読点研究に携わって、なにより魅力的な仕事だと思うのは、句読点に「哲学」があることである。「規則と変則」は、「普遍と特殊」に置換できる。いつ、どこでも通用する規則にはずれて、特殊な効果を顕現する変則がつきものである。(中略)

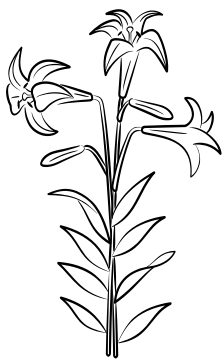
ところで、文章の補助符号である句読点は、英語では“punctuation”といい、この語は句読点ばかりか句読法(句読点の用い方)をも意味している。一方、中国では、句投、句豆、句逗点などと、昔は書かれた。「逗」は文字通り、止まる意である。だから、句読点はくぎり符号なのである。しかし、今日では、(略)、ひじょうに広範囲のものになっている。句読点というと、句点と読点、それにせいぜい、疑問符や感嘆符、かぎ(一重かぎと二重かぎ)、ダッシュとテンテンの八種類しかないと思っている人は、この際、ぜひ認識を改めていただきたい。(中略)

句読点の発生は、アレキサンドリアの文法学者が、初学者のためにギリシャ古典に施したのが最初。紀元前三世紀のことである。プラトンの『プロタゴラ

ス』、アリストテレスの『詩学』には句読点に触れた箇所がある。古くから目をつけられていた証拠である。(中略)

国立国語研究所の素調査でも、この両者(句点と読点)が一位と三位を占めている。しかし、この両者や、あるいはせいぜい前述の八種類に限り用いてきたことは、文章にとって不幸だったと言うべきであろう。さらに工夫して、これからは文章の変化のためにも、多くの句読点がいられるべきものと思う。ワキ役も、工夫しだいで主役が「食える」のである。(後略)

昭和五十三年十一月三日 文化の日に



ぐい報告とぐい案内

一 出版UD研究会のセミナーで、
漢点字のお話をさせていただきます。

前号でご報告・ご案内致しましたように、出版UD
(ユニバーサル・デザイン) 研究会のセミナーで、
〈漢点字〉を取り上げていただくことになりました。
不肖私・岡田が、お話しさせていただきました。

日時…二〇〇六年八月三十一日、

一八…三〇〇二〇…三〇(一八…〇〇受付開始)
場所…東京しごとセンター5F、第二セミナー室
別ページにご案内を掲げてありますので、ご参照下
さい。

二 点字投票について

去る四月二十六日(水)、衆議院議員会館に公明党の
池坊保子先生と古屋範子先生をお訪ねしました。その
席では、漢点字の普及についてのお話をメインとし

て、点字投票の現状にも触れてお話致しました。

その後お電話をいただいて、「点字投票も、投票者
の意思を汲むよう開票に努めている」とのお答えをい
たいただきました。

点字は一点の打ち損じが別の文字になってしまうた
めに、充分注意をしなければいけません。しかし間違
いはあるもので、開票に当たっては、そのような間違
いを犯し易いことをお汲み取りいただきたいと願って
おります。

残念ながら漢点字の投票は、漢点字がより普及する
のを待っているのが現状とのことでした。

しかし、識字は国や自治体の主導なしには為し得な
いことを、歴史が教えています。この点は、是非温か
く受け止めていただきたいと願って止みません。

三 公明新聞社と共同通信社の

取材を受けました。

池坊先生、古屋先生をお訪ねして、それを公明新聞
の記事にさせていただくために、同社の方に取材してい
ただきました。

また、出版UD研究会のセミナーに向けて、共同通信社の方に取材していただきました。

何れも七月一七日（月）の、漢点字講習会のスクーリングをご覧いただいた後でした。

〈漢点字〉という点字が、如何に〈漢字〉の要素を〈点字〉に生かした文字であるか、また〈識字〉は、「初等教育」が鍵であることをご理解いただけたものと存じます。

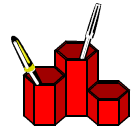
四 健福センターが、耐震・アスベスト

除去工事を行います。

二〇〇七年二月一日～二〇〇八年三月三十一日の間、本会が活動の拠点としていた横浜市健康福祉総合センター（中区桜木町一・一）が、耐震工事とアスベスト除去工事を実施することが分かりました。詳細はまだ把握できていませんが、八月三〇日、九月五日に、利用している点訳・音訳のボランティアへの説明会が開かれる予定です。活動を如何に継続して行くか、ボラセンの支援を仰ぐことも含めて、検討しなければなりません。

編集後記

「羽化」五七号をお届けします。



私が宇田川さんから編集を受け継いで三冊目ということになります。今回の編集担当の引き受けは、前任者のよんどころない事情によるものですが、実際に編集作業を手がけてみると、確かに手間はかかるし大変なことではあります。一つの雑誌を仕上げるということに関しての興味や満足感というものもあるということです。

ただ、残念なことは書き手がほとんど固定されていて、なかなか新しい人の文章がいただけなことです。前号では新会員の中野さんが書いてくださいました。皆さんも、何かちよつとしたことでもいいのですからたまには一篇の文章を書いてみようというお気持ちを持っていただきたいたいというのが私のささやかな希望です。（木下）

E-MAIL (岡田健嗣) : eib_okada@ybb.ne.jp
横浜漢点字羽化の会 URL : <http://ukanokai.web.infoseek.co.jp>
《表紙絵 岡 稲子》 次回の発行は10月15日です。
※本誌(活字版・テープ版・ディスク版)の無断転載は固くお断りします。